

大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由

資料 1-1

令和 4 年 9 月 12 日

- 凡例 ○：申請対象条文であり、既許可の設計評価等に変更があるもの
 △：申請対象条文であり、既許可の設計評価等に変更がないもの
 ×：申請対象条文でなく、許可基準規則適合性の確認が不要なもの

② 有機廃液一時格納庫の使用の停止、β・γ 固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号) (遮蔽等) 第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	△→×	当該変更は、既許可における遮蔽設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における遮蔽設計を変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>		<p><u>当該変更は、閉じ込め機能の変更をするものではない。</u></p> <p><u>既許可の本文は、「ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備 c) 有機廃液一時格納庫」において、「有機廃液一時格納庫は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時貯留するための設備で、有機廃液一時格納庫に設置し、主として格納室及び保管容器で構成する。また、万一の漏えいに備えて床及びその周辺にステンレス鋼板ライニングを施し、建家外への漏えいを防止することができる設計とする。」としている。</u></p>	<p>(本—22)</p>
		<p><u>また、「第4表 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備及び機器の種類並びに受け入れる放射性廃棄物の種類及び最大受入れ能力」において、有機廃液一時格納庫の主要な設備は、「格納室 1 室、保管容器 6 本」であり、最大受け入れ能力は「1.2m³」としている。</u></p> <p><u>当該変更のうち、有機廃液一時格納庫の使用の停止は、有機廃液一時格納庫が独立した建家であり、その用途は、有機廃液を受け入れて焼却処理するまでの間、一時貯留するための設備であり、他の施設機器の閉じ込めの機能の設計に影響を与えない。</u></p>	<p>(本—23)</p>
		<p><u>既許可の本文は、「ii) 固体廃棄物の処理施設の主要な設備 (c) β・γ 焼却装置」として、「β・γ 焼却装置は、主として可燃性の β・γ 固体廃棄物 A 及び液体廃棄物のうち有機性のものを焼却し、発生した焼却灰を専用の焼却灰固化装置で固型化し、容器に封入するための装置で、β・γ 固体処理棟Ⅲに設置し、主として焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置及び焼却灰固化装置で構成する。」としている。</u></p>	<p>(本—14)</p>
		<p><u>当該変更のうち、β・γ 固体処理棟Ⅲの処理施設の一部である有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更する内容は、有機溶媒貯槽が既に β・γ 固体処理棟Ⅲの β・γ 焼却装置のうちの一部であり、新たに設備を追加するのではなく、β・γ 固体処理棟Ⅲの閉じ込めの機能の設計に影響を与えない。</u></p>	<p>(5—815)</p>

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
同上	同上	<p>既許可の本文は、「(2) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造」として「b) 液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止する設計とする。また、建家については、液体廃棄物の建家外への漏えい防止、気体廃棄物の敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。」としている。</p> <p>当該変更により本文は「ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備 (c) 有機溶媒貯槽」として、有機溶媒貯槽は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時貯留するための設備で、β・γ 固体処理棟Ⅲに設置し、主として廃油タンクで構成する。また、万一の漏えいに備えてタンクの周囲に堰を設けることにより漏えいを防止するとともに、早期に検出するための検知器を備えることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。」とする。</p> <p>有機溶媒貯槽は、β・γ 焼却装置のうちの部であり、新たに設備を追加するものではなく、β・γ 固体処理棟Ⅲの漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止する設計に変更はない。</p>	(本一22)

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。</p> <p>一 火災及び爆発の発生を防止すること。</p>	△	<p><u>当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの火災防護の設計を変更するものではない。</u></p> <p><u>既許可の添付書類五 第4条(火災等による損傷の防止)の解釈第1項第1号の適合性の説明は、「落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、有機廃液一時格納庫屋根部、β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。」としている。</u></p> <p><u>当該変更のうち、有機廃液一時格納庫の使用の停止は、有機廃液一時格納庫が独立した建家であり、避雷設備の設計に変更はなく、火災及び爆発の発生を防止する設計に変更はない。</u></p> <p><u>当該変更のうち、β・γ固体処理棟Ⅲの処理施設の一部である有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更する内容は、有機溶媒貯槽が既にβ・γ固体処理棟Ⅲのβ・γ焼却装置のうちの一部であり、β・γ固体処理棟Ⅲの避雷設備の設計に変更はなく、火災及び爆発の発生を防止する設計に変更はない。</u></p> <p><u>既許可の添付書類五 第4条(火災等による損傷の防止)のまとめ資料は、「防護対象施設を表1に示す。表1 廃棄物管理施設の火災防護対象」として、有機廃液一時格納庫に有機廃液一時格納庫(保管容器)があり、β・γ固体処理棟Ⅲにβ・γ焼却装置がある。</u></p> <p><u>当該変更のうち、有機廃液一時格納庫の使用の停止は、有機廃液一時格納庫が独立した建家であり、他の施設機器に影響を与えないことから火災防護対象の設計に変更はない。</u></p> <p><u>該変更のうち、β・γ固体処理棟Ⅲの処理施設の一部である有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更する内容は、有機溶媒貯槽が既にβ・γ固体処理棟Ⅲのβ・γ焼却装置のうちの一部であり、有機溶媒貯槽(廃油タンク)の記載の追加は、火災防護対象の設計に変更を与えない。</u></p>	<p>(5-177)</p> <p>(5-222)</p>

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。	△→×	<u>当該変更は、既許可における火災防護の設計を変更するものではない。</u>	
三 火災及び爆発の影響を軽減すること。	△→×	<u>当該変更は、既許可における火災防護の設計を変更するものではない。</u>	
<p>(廃棄物管理施設の地盤)</p> <p>第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p>	△ (まとめ資料)	<p><u>当該変更は、既許可における廃棄物管理施設の地盤の設計を変更するものではない。</u></p> <p><u>既許可の添付書類五 第五条(廃棄物管理施設の地盤)の第五条まとめ資料は、「表 5-1 廃棄物管理施設における施設の基礎と支持性能(4)」として「有機廃液一時格納庫の建家 直接支持」としている。</u></p> <p><u>当該変更のうち、有機廃液一時格納庫の使用の停止は、有機廃液一時格納庫が独立した建家であり、他の施設機器に影響を与えないことから地盤の支持力の設計に変更はない。</u></p> <p><u>また、当該変更のうち、β・γ 固体処理棟Ⅲの処理施設の一部である有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更する内容は、有機溶媒貯槽が既にβ・γ 固体処理棟Ⅲのβ・γ 焼却装置のうちの一部であり、β・γ 固体処理棟Ⅲの設計に影響を与えないことから地盤の支持力の設計に変更はない。</u></p>	(5-275)
2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>	△	<p><u>当該変更は、既許可における地震による損傷の防止の設計を変更するものではない。</u></p> <p><u>既許可の添付書類五 第六条(地震による損傷の防止)の第1項の適合性の説明は、「BクラスとCクラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆の被ばく線量が50μSvを超える施設をBクラスに、またこれ以下の施設をCクラスに分類する。」としている。</u></p> <p><u>また、「表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス(2/6)」として「有機廃液一時格納庫の建家の耐震クラスはC、主要な設備及び機器の種類として、格納室1室、保管容器6本の設備の耐震クラスはC」としている。</u></p> <p><u>当該変更のうち、有機廃液一時格納庫の使用の停止は、有機廃液一時格納庫が独立した建家であり、他の施設機器に影響を与えないことから地震力に耐えることの設計に変更はない。</u></p> <p><u>同様に「表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス(2/6)」として「β・γ固体処理棟Ⅲの建家の耐震クラスはB、β・γ焼却装置(蓄熱型自然方式)の設備の耐震クラスはB」としている。</u></p> <p><u>当該変更のうち、β・γ固体処理棟Ⅲの処理施設の一部である有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更する内容は、有機溶媒貯槽が既にβ・γ固体処理棟Ⅲのβ・γ焼却装置のうちの一部であり、有機溶媒貯槽(廃油タンク)の耐震クラスBの記載の追加は、地震力に耐えることの設計に変更はない。</u></p>	<p>(5-279)</p> <p>(5-282)</p> <p>(5-282)</p>
2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	△→×	<p><u>当該変更は、既許可における地震による損傷の防止の設計を変更するものではない。</u></p>	
3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 <u>添付資料参照ページ</u>
4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
(津波による損傷の防止) 第七条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない	×	当該変更は、既許可における廃棄物管理施設の津波が到達しない高所に設置することに変更はない。	
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。	△	<p><u>当該変更は、既許可における外部からの衝撃による損傷の防止の設計に変更はない。</u></p> <p><u>既許可の第八条(外部からの衝撃による損傷の防止)まとめ資料は、「別紙8-1 竜巻の影響の評価について」において「(1) ハード対策 ③ 有機廃液一時格納庫については、保管容器飛散による損傷を防止するため、保管容器を固縛する。」としている。</u></p> <p><u>当該変更のうち、有機廃液一時格納庫の使用の停止は、有機廃液一時格納庫が独立した建家であり、他の施設機器に影響を与えないことから想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損なわないとする設計に変更はない。</u></p>	(5-344)

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないものでなければならない。	△	<p>当該変更は、既許可における外部からの衝撃による損傷の防止の設計に変更はない。</p> <p>既許可の第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）解釈第3項の適合性の説明は、「(1) 飛来物（航空機落下等）については、施設の安全機能が損なわれるおそれはない。」</p> <p>（中略）</p> <p>評価にあたっては、廃棄物管理施設の現在建設中である固体廃棄物減容処理施設も含めて各建家（全19建家）を評価対象とする。」としている。</p> <p>当該変更のうち、有機廃液一時格納庫の使用の停止は、有機廃液一時格納庫が独立した建家であり、また、施設の廃止までのプロセスを踏まえて、有機廃液一時格納庫があるものとして保守的に評価していることから、既許可における人為によるものに対する設計を変更するものではない。</p>	(5-327)
<p>（廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第九条 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの人の不法な侵入等の防止に対する設計を変更するものではない。	
<p>（核燃料物質の臨界防止）</p> <p>第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における臨界防止に対する設計を変更するものではない。	
<p>（安全機能を有する施設）</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
(管理施設) 第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする。	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする。	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
(計測制御系統施設) 第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 添付資料参照ページ
<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十六条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p>	<p>×→△</p>	<p>当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。</p> <p><u>既許可の本文は、「へ 放射線管理施設の設備 11) 有機廃液一時格納庫」として、「有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上 1 階、建築面積約 50m²であり、耐震設計上の重要度を C クラスとして設計する。構造概要図を第 16 図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。」としている。</u></p> <p><u>既許可の第十五条（計測制御系統施設）まとめ資料は、別表 1 6 - 1 廃棄物管理施設の入出力管理関係設備の内訳 (2)」として「汚染管理の考え方は、有機廃液一時格納庫 液体状の β・γ 放射性物質を取り扱う施設を管理する。設置設備は、更衣設備、手洗い設備、サーベイメータ」としている。</u></p> <p><u>当該変更のうち、有機廃液一時格納庫の使用の停止は、有機廃液一時格納庫が独立した建家であり、他の施設機器に影響を与えないことから放射線管理施設の設計に変更はない。</u></p> <p><u>また、当該変更のうち、β・γ 固体処理棟Ⅲの処理施設の一部である有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更する内容は、有機溶媒貯槽が既に β・γ 固体処理棟Ⅲの β・γ 焼却装置のうちの一部であり、β・γ 固体処理棟Ⅲの設計に影響を与えないことから放射線管理施設の設計に変更はない。</u></p>	<p>(5-559)</p> <p>(5-585)</p>
<p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p>	<p>×</p>	<p>当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。</p>	
<p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p>	<p>×</p>	<p>当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。</p>	

<p>(廃棄施設)</p> <p>第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p>	<p>△</p>	<p><u>当該変更は、既許可における廃棄施設の設計を変更するものではない。</u></p> <p><u>既許可の本文は、「ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (1) 気体廃棄物の廃棄施設 10) 有機廃液一時格納庫」として「有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。」としている。</u></p> <p><u>また、「(3) 固体廃棄物の廃棄施設 10) 有機廃液一時格納庫」として「有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。」としている。</u></p> <p><u>当該変更のうち、有機廃液一時格納庫の使用の停止は、有機廃液一時格納庫が独立した建家であり、他の施設機器に影響を与えないことから気体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設の設計に変更はない。</u></p> <p><u>既許可の本文は、「i) 気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家 4) β・γ 固体処理棟Ⅲ」として「β・γ 固体処理棟Ⅲ の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する」としている。</u></p> <p><u>また、「(2) 液体廃棄物の廃棄施設 2) β・γ 固体処理棟Ⅲ」として「β・γ 固体処理棟Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、液体廃棄物の廃棄施設のβ・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽（廃液移送容器を除く。）を収容する。</u></p> <p><u>また、当該変更のうち、β・γ 固体処理棟Ⅲの処理施</u></p>	<p>(本-30)</p> <p>(本-38)</p> <p>(本-31)</p> <p>(本-37)</p>
--	----------	--	---

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考 <u>添付資料参照ページ</u>
		設の一部である有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更する内容は、有機溶媒貯槽が既にβ・γ固体処理棟Ⅲのβ・γ焼却装置のうちの一部であり、β・γ固体処理棟Ⅲの設計に影響を与えないことから気体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設の設計に変更はない。	
2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における廃棄施設に対する設計を変更するものではない。	
(予備電源) 第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可におけるβ・γ固体処理棟Ⅲの予備電源に対する設計を変更するものではない。	
(通信連絡設備等) 第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大 洗 研 究 所
廃棄物管理事業変更許可申請書
新旧対照表
(本文、添付書類一、二、三、四、五、六、七、八)

令和4年4月

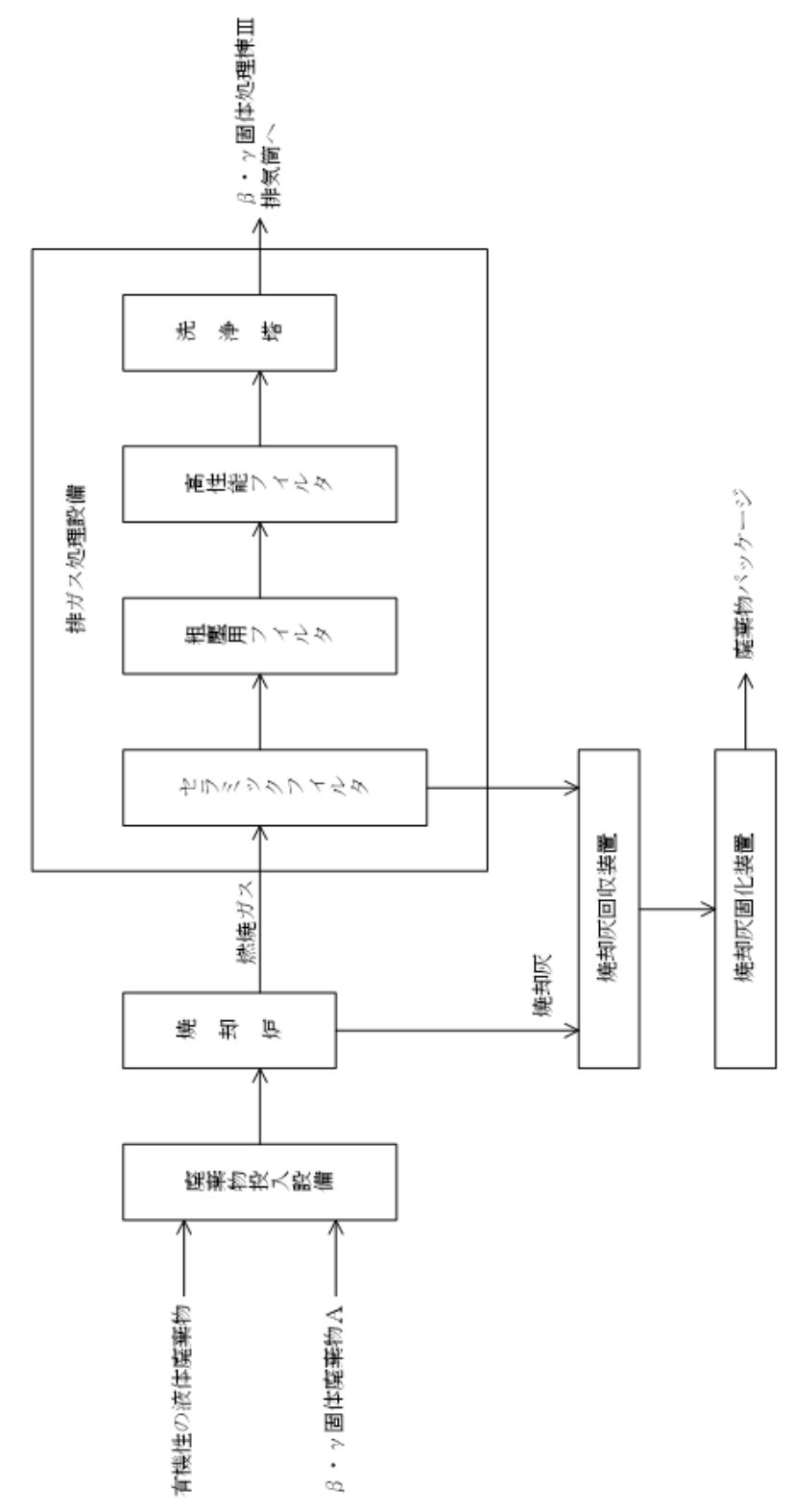
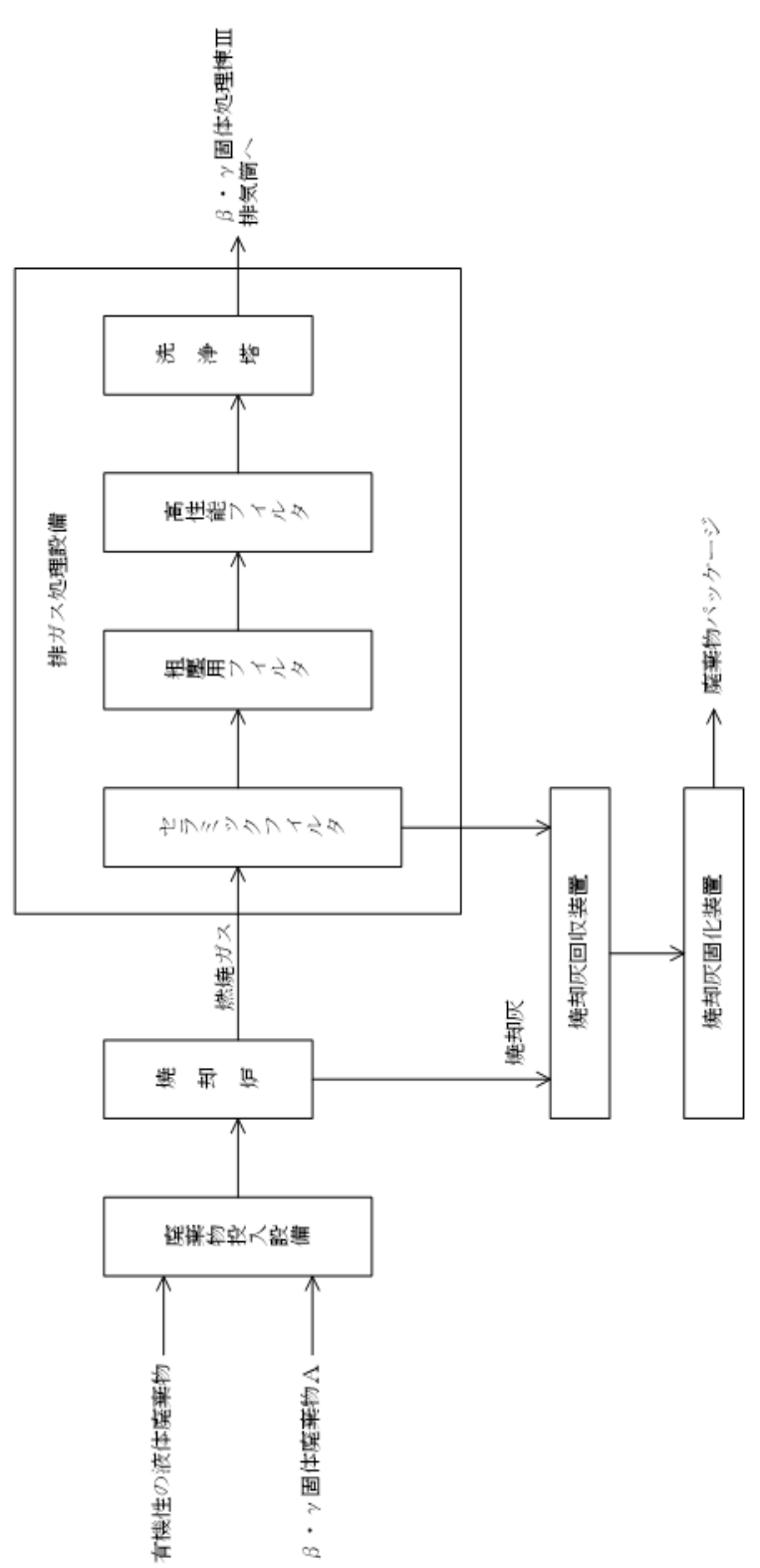
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新旧対照表抜粋(有機廃液一時格納庫の使用の停止、
・ 固体処理棟の有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更)

変更前	変更後	備考
<p>i) 液体廃棄物の受入れ施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液貯留施設 I</p> <p>廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽 I を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設 II</p> <p>廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽 II を収容する。</p> <p>3) <u>有機廃液一時格納庫</u></p> <p><u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の有機廃液一時格納庫を収容する。</u></p> <p>ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備</p> <p>(a) 廃液貯槽 I</p> <p>廃液貯槽 I は、放出前廃液及び液体廃棄物 A を受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽及び常陽系統配管で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備え、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(b) 廃液貯槽 II</p> <p>廃液貯槽 II は、主として液体廃棄物 B を受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設 II に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備えるとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(c) <u>有機廃液一時格納庫</u></p> <p><u>有機廃液一時格納庫</u>は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時貯留するための設備で、<u>有機廃液一時格納庫</u>に設置し、主として<u>格納室及び保管容器</u>で構成する。また、万一の漏えいに備えて<u>床及びその周辺にステンレス鋼板ライニングを施し、建家外への漏えいを防止することができる</u>設計とする。</p>	<p>i) 液体廃棄物の受入れ施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液貯留施設 I</p> <p>廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽 I を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設 II</p> <p>廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽 II を収容する。</p> <p>3) <u>β・γ固体処理棟 III</u></p> <p><u>β・γ固体処理棟 III の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽を収容する。</u></p> <p>ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備</p> <p>(a) 廃液貯槽 I</p> <p>廃液貯槽 I は、放出前廃液及び液体廃棄物 A を受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽及び常陽系統配管で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備え、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(b) 廃液貯槽 II</p> <p>廃液貯槽 II は、主として液体廃棄物 B を受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設 II に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備えるとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(c) <u>有機溶媒貯槽</u></p> <p><u>有機溶媒貯槽</u>は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時貯留するための設備で、<u>β・γ固体処理棟 III</u>に設置し、主として<u>廃油タンク</u>で構成する。また、万一の漏えいに備えて<u>タンクの周囲に堰を設けることにより漏えいを防止するとともに、早期に検出するための検知器を備えることにより、漏えいの拡大を防止することができる</u>設計とする。</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p>

変更前						変更後						備考																																																						
<p>(2) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第4表に示す。</p> <p>(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力を第4表に示す。</p> <p>第4表 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備及び機器の種類並びに受け入れる放射性廃棄物の種類及び最大受入れ能力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収容建家</th> <th>年間受入れ量</th> <th>主要な設備及び機器の種類</th> <th>耐震クラス</th> <th>受け入れる放射性</th> <th>最大受入れ能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃液貯留施設 I</td> <td rowspan="2">8,000m³</td> <td>廃液貯槽 I 〔鉄筋コンクリート製貯槽 6基〕 常陽系統配管 1式</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">液体廃棄物 A 放出前廃液</td> <td>1,400m³</td> </tr> <tr> <td>廃棄物管理施設用廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 2基〕</td> <td>C</td> <td>30m³</td> </tr> <tr> <td>廃液貯留施設 II</td> <td>1,400m³</td> <td>廃液貯槽 II 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕</td> <td>B</td> <td>液体廃棄物 B <u>液体廃棄物 C</u></td> <td>280m³</td> </tr> <tr> <td><u>有機廃液一時格納庫</u></td> <td><u>*</u></td> <td><u>有機廃液一時格納庫</u> 〔格納室 1室〕 〔保管容器 6本〕</td> <td><u>C</u></td> <td><u>液体廃棄物 A</u> 及び<u>液体廃棄物 B</u>の<u>有機廃液</u></td> <td><u>1.2m³</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II 及び <u>有機廃液一時格納庫</u> の合計が <u>9,400m³</u> を超えないものとする。</p> <p>b) 固体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 本施設は、固体廃棄物を受け入れ、一時保管する施設で、β・γ 一時格納庫 I、β・γ 固体処理棟 II、β・γ 固体処理棟 IV 及び α 一時格納庫の建家並びに β・γ 一時格納庫 I、β・γ 一時格納庫 II、β・γ 貯蔵セル及び α 一時格納庫で構成する。</p> <p>i) 固体廃棄物の受入れ施設を収容する建家 1) β・γ 一時格納庫 I β・γ 一時格納庫 I の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上1階、地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度を C クラスとして設計する。構造概要図を <u>第17図</u> に示す。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設の β・γ 一時格納庫 I を収容する。</p>						収容建家	年間受入れ量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	受け入れる放射性	最大受入れ能力	廃液貯留施設 I	8,000m ³	廃液貯槽 I 〔鉄筋コンクリート製貯槽 6基〕 常陽系統配管 1式	C	液体廃棄物 A 放出前廃液	1,400m ³	廃棄物管理施設用廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 2基〕	C	30m ³	廃液貯留施設 II	1,400m ³	廃液貯槽 II 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	液体廃棄物 B <u>液体廃棄物 C</u>	280m ³	<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>*</u>	<u>有機廃液一時格納庫</u> 〔格納室 1室〕 〔保管容器 6本〕	<u>C</u>	<u>液体廃棄物 A</u> 及び <u>液体廃棄物 B</u> の <u>有機廃液</u>	<u>1.2m³</u>	<p>(2) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第4表に示す。</p> <p>(3) 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力 受け入れる放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大受入れ能力を第4表に示す。</p> <p>第4表 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備及び機器の種類並びに受け入れる放射性廃棄物の種類及び最大受入れ能力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収容建家</th> <th>年間受入れ量</th> <th>主要な設備及び機器の種類</th> <th>耐震クラス</th> <th>受け入れる放射性</th> <th>最大受入れ能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃液貯留施設 I</td> <td rowspan="2">4,000m³</td> <td>廃液貯槽 I 〔鉄筋コンクリート製貯槽 6基〕 常陽系統配管 1式</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">液体廃棄物 A 放出前廃液</td> <td>1,400m³</td> </tr> <tr> <td>廃棄物管理施設用廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 2基〕</td> <td>C</td> <td>30m³</td> </tr> <tr> <td>廃液貯留施設 II</td> <td>1,400m³</td> <td>廃液貯槽 II 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕</td> <td>B</td> <td>液体廃棄物 B</td> <td>280m³</td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 固体処理棟 III</u></td> <td><u>*</u></td> <td><u>有機溶媒貯槽</u> 〔<u>廃油タンク</u> 1基〕</td> <td><u>B</u></td> <td><u>液体廃棄物 A</u> 及び<u>液体廃棄物 B</u>の<u>有機廃液</u></td> <td><u>0.096m³</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II 及び <u>β・γ 固体処理棟 III</u> の合計が <u>5,400m³</u> を超えないものとする。</p> <p>b) 固体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 本施設は、固体廃棄物を受け入れ、一時保管する施設で、β・γ 一時格納庫 I、β・γ 固体処理棟 II、β・γ 固体処理棟 IV 及び α 一時格納庫の建家並びに β・γ 一時格納庫 I、β・γ 一時格納庫 II、β・γ 貯蔵セル及び α 一時格納庫で構成する。</p> <p>i) 固体廃棄物の受入れ施設を収容する建家 1) β・γ 一時格納庫 I β・γ 一時格納庫 I の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート造)で、地上1階、地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度を C クラスとして設計する。構造概要図を <u>第16図</u> に示す。建家内には、固体廃棄物の受入れ施設の β・γ 一時格納庫 I を収容する。</p>						収容建家	年間受入れ量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	受け入れる放射性	最大受入れ能力	廃液貯留施設 I	4,000m ³	廃液貯槽 I 〔鉄筋コンクリート製貯槽 6基〕 常陽系統配管 1式	C	液体廃棄物 A 放出前廃液	1,400m ³	廃棄物管理施設用廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 2基〕	C	30m ³	廃液貯留施設 II	1,400m ³	廃液貯槽 II 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	液体廃棄物 B	280m ³	<u>β・γ 固体処理棟 III</u>	<u>*</u>	<u>有機溶媒貯槽</u> 〔 <u>廃油タンク</u> 1基〕	<u>B</u>	<u>液体廃棄物 A</u> 及び <u>液体廃棄物 B</u> の <u>有機廃液</u>	<u>0.096m³</u>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>液体廃棄物 C の削除</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>図番号の繰上げ</p>
収容建家	年間受入れ量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	受け入れる放射性	最大受入れ能力																																																													
廃液貯留施設 I	8,000m ³	廃液貯槽 I 〔鉄筋コンクリート製貯槽 6基〕 常陽系統配管 1式	C	液体廃棄物 A 放出前廃液	1,400m ³																																																													
		廃棄物管理施設用廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 2基〕			C	30m ³																																																												
廃液貯留施設 II	1,400m ³	廃液貯槽 II 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	液体廃棄物 B <u>液体廃棄物 C</u>	280m ³																																																													
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>*</u>	<u>有機廃液一時格納庫</u> 〔格納室 1室〕 〔保管容器 6本〕	<u>C</u>	<u>液体廃棄物 A</u> 及び <u>液体廃棄物 B</u> の <u>有機廃液</u>	<u>1.2m³</u>																																																													
収容建家	年間受入れ量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	受け入れる放射性	最大受入れ能力																																																													
廃液貯留施設 I	4,000m ³	廃液貯槽 I 〔鉄筋コンクリート製貯槽 6基〕 常陽系統配管 1式	C	液体廃棄物 A 放出前廃液	1,400m ³																																																													
		廃棄物管理施設用廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 2基〕			C	30m ³																																																												
廃液貯留施設 II	1,400m ³	廃液貯槽 II 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	液体廃棄物 B	280m ³																																																													
<u>β・γ 固体処理棟 III</u>	<u>*</u>	<u>有機溶媒貯槽</u> 〔 <u>廃油タンク</u> 1基〕	<u>B</u>	<u>液体廃棄物 A</u> 及び <u>液体廃棄物 B</u> の <u>有機廃液</u>	<u>0.096m³</u>																																																													

変更前	変更後	備考
<p>1階)、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、固体廃棄物の処理施設のα焼却装置、αホール設備、α封入設備を収容する。</p> <p>6) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で地上2階(一部3階)、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備を収容する。</p> <p>ii) 固体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p>(a) β・γ圧縮装置Ⅰ</p> <p>β・γ圧縮装置Ⅰは、主として不燃性のβ・γ固体廃棄物Aを圧縮し、容器に封入するための装置で、β・γ固体処理棟Ⅰに設置し、主として圧縮機及び分類用ボックスで構成する。</p> <p>(b) β・γ圧縮装置Ⅱ</p> <p>β・γ圧縮装置Ⅱは、主として不燃性のβ・γ固体廃棄物Aを圧縮し、容器に封入するための装置で、β・γ固体処理棟Ⅱに設置し、主として圧縮機、分類用ボックス及びフィルタ破碎機で構成する。</p> <p>(c) β・γ焼却装置</p> <p>β・γ焼却装置は、主として可燃性のβ・γ固体廃棄物A及び液体廃棄物のうち有機性のものを焼却し、発生した焼却灰を専用の焼却灰固化装置で固型化し、容器に封入するための装置で、β・γ固体処理棟Ⅲに設置し、主として焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置及び焼却灰固化装置で構成する。</p> <p>(d) β・γ封入設備</p> <p>β・γ封入設備は、β・γ固体廃棄物Bを分類又は圧縮し、容器に封入するための設備で、β・γ固体処理棟Ⅳに設置し、主として分類セル、圧縮機及びパッケージ取扱設備で構成する。</p> <p>(e) α焼却装置</p> <p>α焼却装置は、主として可燃性のα固体廃棄物Aを焼却するための装置で、α固体処理棟に設置し、主として焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物分類用ボックス及び灰出しボックスで構成する。なお、発生した焼却灰は、αホール設備に搬出する。</p> <p>(f) αホール設備</p> <p>αホール設備は、主として不燃性のα固体廃棄物Aを分別、圧縮又は細断し、容器に封入して廃棄物パッケージとするための設備で、α固体処理棟に設置し、主としてαホール、細断機、圧縮機及びエアラインスーツ設備で構成する。また、焼却灰は容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p>	<p>1階)、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、固体廃棄物の処理施設のα焼却装置、αホール設備、α封入設備を収容する。</p> <p>6) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)で地上2階(一部3階)、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、固体廃棄物の処理施設の減容処理設備を収容する。</p> <p>ii) 固体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p>(a) β・γ圧縮装置Ⅰ</p> <p>β・γ圧縮装置Ⅰは、主として不燃性のβ・γ固体廃棄物Aを圧縮し、容器に封入するための装置で、β・γ固体処理棟Ⅰに設置し、主として圧縮機及び分類用ボックスで構成する。</p> <p>(b) β・γ圧縮装置Ⅱ</p> <p>β・γ圧縮装置Ⅱは、主として不燃性のβ・γ固体廃棄物Aを圧縮し、容器に封入するための装置で、β・γ固体処理棟Ⅱに設置し、主として圧縮機、分類用ボックス及びフィルタ破碎機で構成する。</p> <p>(c) β・γ焼却装置</p> <p>β・γ焼却装置は、主として可燃性のβ・γ固体廃棄物A及び液体廃棄物のうち有機性のものを焼却し、発生した焼却灰を専用の焼却灰固化装置で固型化し、容器に封入するための装置で、β・γ固体処理棟Ⅲに設置し、主として焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置及び焼却灰固化装置で構成する。</p> <p>(d) β・γ封入設備</p> <p>β・γ封入設備は、β・γ固体廃棄物Bを分類又は圧縮し、容器に封入するための設備で、β・γ固体処理棟Ⅳに設置し、主として分類セル、圧縮機及びパッケージ取扱設備で構成する。</p> <p>(e) α焼却装置</p> <p>α焼却装置は、主として可燃性のα固体廃棄物Aを焼却するための装置で、α固体処理棟に設置し、主として焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物分類用ボックス及び灰出しボックスで構成する。なお、発生した焼却灰は、αホール設備に搬出する。</p> <p>(f) αホール設備</p> <p>αホール設備は、主として不燃性のα固体廃棄物Aを分別、圧縮又は細断し、容器に封入して廃棄物パッケージとするための設備で、α固体処理棟に設置し、主としてαホール、細断機、圧縮機及びエアラインスーツ設備で構成する。また、焼却灰は容器に封入して廃棄物パッケージとする。</p>	<p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
		<p>備考</p> <p>図番号の繰上げ</p>

第 4.2.8 図 β・γ 焼却装置の系統概要図

第 4.2.7 図 β・γ 焼却装置の系統概要図

変更前	変更後	備考
<p>i) 液体廃棄物の受入れ施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液貯留施設 I</p> <p>廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽 I を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設 II</p> <p>廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽 II を収容する。</p> <p>3) <u>有機廃液一時格納庫</u></p> <p><u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の有機廃液一時格納庫を収容する。</u></p> <p>ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備</p> <p>(a) 廃液貯槽 I</p> <p>廃液貯槽 I は、放出前廃液及び液体廃棄物 A を受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽及び常陽系統配管で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備え、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(b) 廃液貯槽 II</p> <p>廃液貯槽 II は、主として液体廃棄物 B を受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設 II に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備えるとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(c) <u>有機廃液一時格納庫</u></p> <p><u>有機廃液一時格納庫</u>は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時貯留するための設備で、<u>有機廃液一時格納庫</u>に設置し、主として<u>格納室及び保管容器</u>で構成する。また、万一の漏えいに備えて<u>床及びその周辺にステンレス鋼板ライニングを施し、建家外への漏えいを防止することができる</u>設計とする。</p>	<p>i) 液体廃棄物の受入れ施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液貯留施設 I</p> <p>廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽 I を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設 II</p> <p>廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の廃液貯槽 II を収容する。</p> <p>3) <u>β・γ 固体処理棟 III</u></p> <p><u>β・γ 固体処理棟 III の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽を収容する。</u></p> <p>ii) 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備</p> <p>(a) 廃液貯槽 I</p> <p>廃液貯槽 I は、放出前廃液及び液体廃棄物 A を受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽及び常陽系統配管で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備え、万一、漏えいが生じたとしても漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(b) 廃液貯槽 II</p> <p>廃液貯槽 II は、主として液体廃棄物 B を受け入れ、処理するまでの間、一時貯留するための設備で、廃液貯留施設 II に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。また、貯槽には漏えいを早期に検出するための検知器を備えるとともに、万一の漏えいに備えて下部に受槽を設けた二重構造とすることにより、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>(c) <u>有機溶媒貯槽</u></p> <p><u>有機溶媒貯槽</u>は、有機廃液を受け入れ、焼却処理するまでの間、一時貯留するための設備で、<u>β・γ 固体処理棟 III</u>に設置し、主として<u>廃油タンク</u>で構成する。また、万一の漏えいに備えて<u>タンクの周囲に堰を設けることにより漏えいを防止するとともに、早期に検出するための検知器を備えることにより、漏えいの拡大を防止することができる</u>設計とする。</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>電気設備の主要設備（添付書類五 8.5.3.4項 抜粋） 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、α焼却装置及びαホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるように、α固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、<u>有機廃液一時格納庫屋根部</u>、$\beta \cdot \gamma$固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>$\beta \cdot \gamma$焼却装置（添付書類五 4.2.3.4項(3) 抜粋） 焼却炉は密閉型とするとともに、運転中は系内を負圧に維持し、放射性物質の系外への漏えいを防止する。</p> <p>炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料、廃棄物の供給停止、燃焼空気量の制限を自動的に行う設計とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作する設計とする。</p> <p>α焼却装置（添付書類五 4.2.3.4項(5) 抜粋） 炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料、廃棄物の供給停止、燃焼空気量の制限を自動的に行う設計とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>焼却熔融セル（添付書類五 4.2.3.4項(8)c. 抜粋） 急速な焼却熔融炉内圧力の上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作する設計とする。焼却熔融炉内の温度又は圧力の異常上昇を検知し、高周波加熱電源が停止した場合は、炉内が正常な状態に復帰するまでは、再び加熱操作ができない設計とする。</p>	<p>上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>電気設備の主要設備（添付書類五 8.5.3.4項 抜粋） 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、α焼却装置及びαホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるように、α固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、$\beta \cdot \gamma$固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>$\beta \cdot \gamma$焼却装置（添付書類五 4.2.3.4項(3) 抜粋） 焼却炉は密閉型とするとともに、運転中は系内を負圧に維持し、放射性物質の系外への漏えいを防止する。</p> <p>炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料、廃棄物の供給停止、燃焼空気量の制限を自動的に行う設計とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作する設計とする。</p> <p>α焼却装置（添付書類五 4.2.3.4項(5) 抜粋） 炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料、廃棄物の供給停止、燃焼空気量の制限を自動的に行う設計とする。また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>焼却熔融セル（添付書類五 4.2.3.4項(8)c. 抜粋） 急速な焼却熔融炉内圧力の上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作する設計とする。焼却熔融炉内の温度又は圧力の異常上昇を検知し、高周波加熱電源が停止した場合は、炉内が正常な状態に復帰するまでは、再び加熱操作ができない設計とする。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の記載の削除</p>

変更前	変更後	備考																																
<p>・遮蔽機能 ・閉じ込め機能 防護対象施設を表1に示す。</p> <p>表1 廃棄物管理施設の火災防護対象</p> <table border="1" data-bbox="216 420 1258 1648"> <thead> <tr> <th>施設名 (建家)</th> <th>防護対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液処理棟</td> <td> 廃液蒸発装置Ⅰ (蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽、ピット) <u>化学処理装置 (凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔、分析フード、堰・ピット)</u> 廃液蒸発装置Ⅱ (蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽、堰・ピット、周囲壁) セメント固化装置 (<u>凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽、混練機、堰・ピット</u>) </td> </tr> <tr> <td>廃棄物管理施設用廃液貯槽</td> <td>鉄筋コンクリート製貯槽</td> </tr> <tr> <td>排水監視設備</td> <td>鉄筋コンクリート製貯槽</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅰ</td> <td>β・γ 圧縮装置Ⅰ (圧縮機、分類用ボックス)</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅱ</td> <td>β・γ 圧縮装置Ⅱ (圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破砕機、β・γ 圧縮装置Ⅱ 排気設備)</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅲ</td> <td> β・γ 焼却装置 (焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置) β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 (貯留タンク、廃液移送容器、堰) </td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅳ</td> <td> β・γ 封入設備 (分類セル、圧縮機、パッケージ取扱設備、廃棄物移送用キャスク、セル内クレーン、インセルモニタ) β・γ 貯蔵セル (鉄筋重コンクリート製セル、セル内クレーン、インセルモニタ) </td> </tr> </tbody> </table>	施設名 (建家)	防護対象	廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ (蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽、ピット) <u>化学処理装置 (凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔、分析フード、堰・ピット)</u> 廃液蒸発装置Ⅱ (蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽、堰・ピット、周囲壁) セメント固化装置 (<u>凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽、混練機、堰・ピット</u>)	廃棄物管理施設用廃液貯槽	鉄筋コンクリート製貯槽	排水監視設備	鉄筋コンクリート製貯槽	β・γ 固体処理棟Ⅰ	β・γ 圧縮装置Ⅰ (圧縮機、分類用ボックス)	β・γ 固体処理棟Ⅱ	β・γ 圧縮装置Ⅱ (圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破砕機、β・γ 圧縮装置Ⅱ 排気設備)	β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 (焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置) β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 (貯留タンク、廃液移送容器、堰)	β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 (分類セル、圧縮機、パッケージ取扱設備、廃棄物移送用キャスク、セル内クレーン、インセルモニタ) β・γ 貯蔵セル (鉄筋重コンクリート製セル、セル内クレーン、インセルモニタ)	<p>・遮蔽機能 ・閉じ込め機能 防護対象施設を表1に示す。</p> <p>表1 廃棄物管理施設の火災防護対象</p> <table border="1" data-bbox="1412 420 2454 1617"> <thead> <tr> <th>施設名 (建家)</th> <th>防護対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液処理棟</td> <td> 廃液蒸発装置Ⅰ (蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽、ピット、<u>分析フード</u>) 廃液蒸発装置Ⅱ (蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽、堰・ピット、周囲壁) セメント固化装置 (濃縮液槽、混練機、堰・ピット) </td> </tr> <tr> <td>廃棄物管理施設用廃液貯槽</td> <td>鉄筋コンクリート製貯槽</td> </tr> <tr> <td>排水監視設備</td> <td>鉄筋コンクリート製貯槽</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅰ</td> <td>β・γ 圧縮装置Ⅰ (圧縮機、分類用ボックス)</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅱ</td> <td>β・γ 圧縮装置Ⅱ (圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破砕機、β・γ 圧縮装置Ⅱ 排気設備)</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅲ</td> <td> β・γ 焼却装置 (焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置) <u>有機溶媒貯槽 (廃油タンク)</u> β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 (貯留タンク、廃液移送容器、堰) </td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅳ</td> <td> β・γ 封入設備 (分類セル、圧縮機、パッケージ取扱設備、廃棄物移送用キャスク、セル内クレーン、インセルモニタ) β・γ 貯蔵セル (鉄筋重コンクリート製セル、セル内クレーン、インセルモニタ) </td> </tr> </tbody> </table>	施設名 (建家)	防護対象	廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ (蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽、ピット、 <u>分析フード</u>) 廃液蒸発装置Ⅱ (蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽、堰・ピット、周囲壁) セメント固化装置 (濃縮液槽、混練機、堰・ピット)	廃棄物管理施設用廃液貯槽	鉄筋コンクリート製貯槽	排水監視設備	鉄筋コンクリート製貯槽	β・γ 固体処理棟Ⅰ	β・γ 圧縮装置Ⅰ (圧縮機、分類用ボックス)	β・γ 固体処理棟Ⅱ	β・γ 圧縮装置Ⅱ (圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破砕機、β・γ 圧縮装置Ⅱ 排気設備)	β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 (焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置) <u>有機溶媒貯槽 (廃油タンク)</u> β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 (貯留タンク、廃液移送容器、堰)	β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 (分類セル、圧縮機、パッケージ取扱設備、廃棄物移送用キャスク、セル内クレーン、インセルモニタ) β・γ 貯蔵セル (鉄筋重コンクリート製セル、セル内クレーン、インセルモニタ)	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う見直し</p> <p>有機溶媒貯槽の追加</p>
施設名 (建家)	防護対象																																	
廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ (蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽、ピット) <u>化学処理装置 (凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔、分析フード、堰・ピット)</u> 廃液蒸発装置Ⅱ (蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽、堰・ピット、周囲壁) セメント固化装置 (<u>凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽、混練機、堰・ピット</u>)																																	
廃棄物管理施設用廃液貯槽	鉄筋コンクリート製貯槽																																	
排水監視設備	鉄筋コンクリート製貯槽																																	
β・γ 固体処理棟Ⅰ	β・γ 圧縮装置Ⅰ (圧縮機、分類用ボックス)																																	
β・γ 固体処理棟Ⅱ	β・γ 圧縮装置Ⅱ (圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破砕機、β・γ 圧縮装置Ⅱ 排気設備)																																	
β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 (焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置) β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 (貯留タンク、廃液移送容器、堰)																																	
β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 (分類セル、圧縮機、パッケージ取扱設備、廃棄物移送用キャスク、セル内クレーン、インセルモニタ) β・γ 貯蔵セル (鉄筋重コンクリート製セル、セル内クレーン、インセルモニタ)																																	
施設名 (建家)	防護対象																																	
廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ (蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽、ピット、 <u>分析フード</u>) 廃液蒸発装置Ⅱ (蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽、堰・ピット、周囲壁) セメント固化装置 (濃縮液槽、混練機、堰・ピット)																																	
廃棄物管理施設用廃液貯槽	鉄筋コンクリート製貯槽																																	
排水監視設備	鉄筋コンクリート製貯槽																																	
β・γ 固体処理棟Ⅰ	β・γ 圧縮装置Ⅰ (圧縮機、分類用ボックス)																																	
β・γ 固体処理棟Ⅱ	β・γ 圧縮装置Ⅱ (圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破砕機、β・γ 圧縮装置Ⅱ 排気設備)																																	
β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 (焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置) <u>有機溶媒貯槽 (廃油タンク)</u> β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 (貯留タンク、廃液移送容器、堰)																																	
β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 (分類セル、圧縮機、パッケージ取扱設備、廃棄物移送用キャスク、セル内クレーン、インセルモニタ) β・γ 貯蔵セル (鉄筋重コンクリート製セル、セル内クレーン、インセルモニタ)																																	

変更前

表5-1 廃棄物管理施設における施設の基礎と支持性能(3)

施設	設備	基礎	支持方法	支持性能 (kN/m ²)	
				発生応力度	許容応力度
α固体貯蔵施設	貯蔵設備	直接基礎	GL-約5.7m (標高約23m) 以深の細砂層に支持	礎盤コンクリート せん断: 301.1kN	せん断: 384.4kN
固体廃棄物減容処理施設	建家	杭基礎	N値50以上の層に支持	設計軸力(長期): 1844 kN/本 設計軸力(短期): 2911 kN/本	許容支持力(長期): 2000 kN/本 許容支持力(短期): 4000 kN/本
β・γ固体処理棟 I	β・γ圧縮装置 I	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
β・γ固体処理棟 II	β・γ圧縮装置 II	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
	β・γ一時格納庫 II				
α一時格納庫	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
β・γ一時格納庫 I	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
固体集積保管場 I	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—

表5-1 廃棄物管理施設における施設の基礎と支持性能(4)

施設	設備	基礎	支持方法	支持性能 (kN/m ²)	
				発生応力度	許容応力度
固体集積保管場 II	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
固体集積保管場 III	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
固体集積保管場 IV	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
管理機械棟	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
有機廃液一時格納庫	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
排水監視施設	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—

変更後

表5-1 廃棄物管理施設における施設の基礎と支持性能(3)

施設	設備	基礎	支持方法	支持性能 (kN/m ²)	
				発生応力度	許容応力度
α固体貯蔵施設	貯蔵設備	直接基礎	GL-約5.7m (標高約23m) 以深の細砂層に支持	礎盤コンクリート せん断: 301.1kN	せん断: 384.4kN
固体廃棄物減容処理施設	建家	杭基礎	N値50以上の層に支持	設計軸力(長期): 1844 kN/本 設計軸力(短期): 2911 kN/本	許容支持力(長期): 2000 kN/本 許容支持力(短期): 4000 kN/本
β・γ固体処理棟 I	β・γ圧縮装置 I	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
β・γ固体処理棟 II	β・γ圧縮装置 II	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
	β・γ一時格納庫 II				
α一時格納庫	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
β・γ一時格納庫 I	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
固体集積保管場 I	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—

表5-1 廃棄物管理施設における施設の基礎と支持性能(4)

施設	設備	基礎	支持方法	支持性能 (kN/m ²)	
				発生応力度	許容応力度
固体集積保管場 II	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
固体集積保管場 III	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
固体集積保管場 IV	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
管理機械棟	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—
排水監視施設	建家	直接基礎	見和層上部層の下位の砂層に支持	常時設置圧245.1kN /m ² を超えないよう に設計する。	—

有機廃液一時格納庫の削除

変更前	変更後	備考
<p>廃棄物管理施設は、第一条（定義）における安全上重要な施設の有無の確認の結果、いずれの施設も外部事象による安全機能の喪失により、公衆又は従事者に過度の放射線障害を及ぼすおそれはない。したがって、Sクラス施設はなく、Bクラス及びCクラス施設のみである。</p> <p>BクラスとCクラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆の被ばく線量が$50\mu\text{Sv}$を超える施設をBクラスに、またこれ以下の施設をCクラスに分類する。</p> <p>ただし、α核種を含む固体廃棄物を処理する設備については、地震時の閉じ込め機能をより確かなものとするため、$50\mu\text{Sv}$以下であっても耐震Bクラスとしている。また、α核種を含まない固体廃棄物を処理する設備のうち飛散しやすい焼却灰を取り扱う設備については、同様に、$50\mu\text{Sv}$以下であっても耐震Bクラスとしている。さらに、α核種を含まない高線量の廃棄物を受入又は処理する設備は、地震時の遮蔽機能をより確かなものとするため、$50\mu\text{Sv}$以下であっても耐震Bクラスとしている。</p> <p>耐震Bクラス及びCクラスの施設を表1に示す。</p> <p>廃棄物管理施設の耐震設計に用いる地震力は、以下のとおりとする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設の建家、設備及び機器については、地震層せん断力係数C_iにそれぞれ1.5及び1.0の係数を乗じ、さらに当該建家階層以上の重量を乗じて算定した水平地震力に耐えるように設計する。</p> <p>また、機器・配管系については、上記の地震層せん断力係数C_iにそれぞれ1.5及び1.0の係数を乗じた値を水平震度とし、当該水平震度を20%増しとした水平地震力に耐えられるように設計する。</p> <p>ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2とし、建家、設備及び機器の振動特性、地盤の特性を考慮して求められる値とする。</p> <p>第2項について</p> <p>廃棄物管理施設は、第一条（定義）における安全上重要な施設の有無の確認の結果、いずれの施設も外部事象による安全機能の喪失により、公衆又は従事者に過度の放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。したがって、Sクラス施設はなく、Bクラス及びCクラス施設のみを有するものとする。</p> <p>第3項について</p> <p>廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はない。よって、耐震Bクラス又はCクラスとして、それぞれの地震力に対して安全機能を損なわない設</p>	<p>廃棄物管理施設は、第一条（定義）における安全上重要な施設の有無の確認の結果、いずれの施設も外部事象による安全機能の喪失により、公衆又は従事者に過度の放射線障害を及ぼすおそれはない。したがって、Sクラス施設はなく、Bクラス及びCクラス施設のみである。</p> <p>BクラスとCクラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆の被ばく線量が$50\mu\text{Sv}$を超える施設をBクラスに、またこれ以下の施設をCクラスに分類する。</p> <p>ただし、α核種を含む固体廃棄物を処理する設備については、地震時の閉じ込め機能をより確かなものとするため、$50\mu\text{Sv}$以下であっても耐震Bクラスとしている。また、α核種を含まない固体廃棄物を処理する設備のうち飛散しやすい焼却灰を取り扱う設備については、同様に、$50\mu\text{Sv}$以下であっても耐震Bクラスとしている。さらに、α核種を含まない高線量の廃棄物を受入又は処理する設備は、地震時の遮蔽機能をより確かなものとするため、$50\mu\text{Sv}$以下であっても耐震Bクラスとしている。</p> <p>耐震Bクラス及びCクラスの施設を表1に示す。</p> <p>廃棄物管理施設の耐震設計に用いる地震力は、以下のとおりとする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設の建家、設備及び機器については、地震層せん断力係数C_iにそれぞれ1.5及び1.0の係数を乗じ、さらに当該建家階層以上の重量を乗じて算定した水平地震力に耐えるように設計する。</p> <p>また、機器・配管系については、上記の地震層せん断力係数C_iにそれぞれ1.5及び1.0の係数を乗じた値を水平震度とし、当該水平震度を20%増しとした水平地震力に耐えられるように設計する。</p> <p>ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2とし、建家、設備及び機器の振動特性、地盤の特性を考慮して求められる値とする。</p> <p>第2項について</p> <p>廃棄物管理施設は、第一条（定義）における安全上重要な施設の有無の確認の結果、いずれの施設も外部事象による安全機能の喪失により、公衆又は従事者に過度の放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。したがって、Sクラス施設はなく、Bクラス及びCクラス施設のみを有するものとする。</p> <p>第3項について</p> <p>廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はない。よって、耐震Bクラス又はCクラスとして、それぞれの地震力に対して安全機能を損なわない設</p>	

変更前				変更後				備考
建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	
表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス (2/6)								有機廃液一時格納庫の削除
廃液貯留施設Ⅱ	B	廃液貯槽Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	廃液貯留施設Ⅱ	B	廃液貯槽Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	
有機廃液一時格納庫	C	有機廃液一時格納庫 〔格納室 1室〕 〔保管容器 6本〕	C					
排水監視施設	C	排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	排水監視施設	C	排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	
β・γ固体処理棟Ⅰ	C	β・γ圧縮装置Ⅰ (堅型二軸圧縮方式) 〔圧縮機 1基〕 〔分類用ボックス 1基〕	C	β・γ固体処理棟Ⅰ	C	β・γ圧縮装置Ⅰ (堅型二軸圧縮方式) 〔圧縮機 1基〕 〔分類用ボックス 1基〕	C	
β・γ固体処理棟Ⅱ	C	β・γ圧縮装置Ⅱ (堅型三軸圧縮方式) 〔圧縮機 1基〕 〔分類用ボックス 1基〕 〔フィルタ破砕機 1基〕	C	β・γ固体処理棟Ⅱ	C	β・γ圧縮装置Ⅱ (堅型三軸圧縮方式) 〔圧縮機 1基〕 〔分類用ボックス 1基〕 〔フィルタ破砕機 1基〕	C	
		β・γ一時格納庫Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製ピット 1基〕	C			β・γ一時格納庫Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製ピット 1基〕	C	
β・γ固体処理棟Ⅲ	B	β・γ焼却装置 (蓄熱型自然方式) 〔焼却炉 1基〕 排ガス処理設備 1式 廃棄物投入設備 1式 焼却灰回収装置 1式 焼却灰固化装置 1式	B 〔廃棄物投入設備 C〕	β・γ固体処理棟Ⅲ	B	β・γ焼却装置 (蓄熱型自然方式) 〔焼却炉 1基〕 排ガス処理設備 1式 廃棄物投入設備 1式 焼却灰回収装置 1式 焼却灰固化装置 1式	B 〔廃棄物投入設備 C〕	
		β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 〔貯留タンク 3基〕 〔廃液移送容器 1基〕	C 〔廃液移送容器は除く〕			有機溶媒貯槽 〔廃油タンク 1基〕	B	
						β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 〔貯留タンク 3基〕 〔廃液移送容器 1基〕	C 〔廃液移送容器は除く〕	
表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス (2/6)								液体廃棄物の受け入れ施設の見直し

変更前	変更後	備考
<p>項目の最大値)に分ける(自動車を設計用飛来物にしない場合は、鋼製材が設計用飛来物になる)。なお、廃棄物管理施設以外の施設等が近接している施設の一部については、エアコン室外機及びマンホール蓋の固縛や自動車の駐車場所の限定が困難な場合が考えられるため、その場合は、表2の各項目の最大値を用いた仮想的な設計用飛来物とする。</p> <p>上述の固縛を考慮した設計用飛来物の選定フローについて、鋼製材になる場合を図3に、大型バスを除く自動車になる場合を図4に示す。</p> <p>5. 施設等の損傷の評価について</p> <p>廃棄物管理施設の建家、設備及び機器について、風圧による荷重及び飛来物の影響の評価を、図5に示す評価フローにしたがい表2に示す値を用いて実施した。</p> <p>まず、建家に対して評価し、次に、建家に貫通または裏面剥離が生じるとの結果になった施設の設備に対して評価し、最後に、建家及び設備に貫通または裏面剥離が生じるとの結果になった施設の機器について評価した。</p> <p>なお、設備及び機器の評価において、地下から立ち上がっている構造のものについては、地下部が横方向から支えられているため、転倒よりもせん断または曲げに対する許容荷重が小さくなることから、風圧及び飛来物による荷重との比較は、せん断または曲げに対する許容荷重とした。</p> <p>評価結果を表3から表8に示す。また、施設の主要な安全機能と評価のまとめ及び対策等を表9に示す。</p> <p>評価の結果、廃棄物の退避が困難な廃棄物の処理または廃棄物の保管を行う施設の遮蔽機能及び閉じ込め機能が損なわれないことを確認した。また、自動消火の機能を有する消防設備を内包する建家が損傷しないことを確認した。</p> <p>本評価の前提条件となるハード対策及びソフト対策の具体例は次のとおりである。</p> <p>(1) ハード対策</p> <p>① 固体廃棄物減容処理施設の周りを除き、マンホール蓋及びエアコン室外機を固縛することにより、飛来物とならないようにする。</p> <p>② 廃液処理棟については、飛来物の衝突による装置の配管の損傷を防止するための設備を設ける。</p> <p><u>③ 有機廃液一時格納庫については、保管容器飛散による損傷を防止するため、保管容器を固縛する。</u></p> <p>④ α一時格納庫については、飛来物の衝突による廃棄物の損傷を防止するため、廃棄物(特に地上階にあるもの)を鋼板で覆う。</p>	<p>項目の最大値)に分ける(自動車を設計用飛来物にしない場合は、鋼製材が設計用飛来物になる)。なお、廃棄物管理施設以外の施設等が近接している施設の一部については、エアコン室外機及びマンホール蓋の固縛や自動車の駐車場所の限定が困難な場合が考えられるため、その場合は、表2の各項目の最大値を用いた仮想的な設計用飛来物とする。</p> <p>上述の固縛を考慮した設計用飛来物の選定フローについて、鋼製材になる場合を図3に、大型バスを除く自動車になる場合を図4に示す。</p> <p>5. 施設等の損傷の評価について</p> <p>廃棄物管理施設の建家、設備及び機器について、風圧による荷重及び飛来物の影響の評価を、図5に示す評価フローにしたがい表2に示す値を用いて実施した。</p> <p>まず、建家に対して評価し、次に、建家に貫通または裏面剥離が生じるとの結果になった施設の設備に対して評価し、最後に、建家及び設備に貫通または裏面剥離が生じるとの結果になった施設の機器について評価した。</p> <p>なお、設備及び機器の評価において、地下から立ち上がっている構造のものについては、地下部が横方向から支えられているため、転倒よりもせん断または曲げに対する許容荷重が小さくなることから、風圧及び飛来物による荷重との比較は、せん断または曲げに対する許容荷重とした。</p> <p>評価結果を表3から表8に示す。また、施設の主要な安全機能と評価のまとめ及び対策等を表9に示す。</p> <p>評価の結果、廃棄物の退避が困難な廃棄物の処理または廃棄物の保管を行う施設の遮蔽機能及び閉じ込め機能が損なわれないことを確認した。また、自動消火の機能を有する消防設備を内包する建家が損傷しないことを確認した。</p> <p>本評価の前提条件となるハード対策及びソフト対策の具体例は次のとおりである。</p> <p>(1) ハード対策</p> <p>① 固体廃棄物減容処理施設の周りを除き、マンホール蓋及びエアコン室外機を固縛することにより、飛来物とならないようにする。</p> <p>② 廃液処理棟については、飛来物の衝突による装置の配管の損傷を防止するための設備を設ける。</p> <p>③ α一時格納庫については、飛来物の衝突による廃棄物の損傷を防止するため、廃棄物(特に地上階にあるもの)を鋼板で覆う。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の記載の削除 記載の繰下げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>ても、その荷重により、廃棄物管理施設の安全性を損なうことはない。</p> <p>解釈第3項について 廃棄物管理施設を設置する事業所又はその周辺において想定される廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもののうち、</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下等）については、施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>廃棄物管理施設は、原子炉施設のような安全上重要な構築物、系統及び機器の設置はないものの、保守的に全ての施設を対象とするとともに、施設を分散して設置している施設の特徴を踏まえ、想定する標的を3つのエリアに分けて設定し、それぞれのエリア毎に保守的に標的面積を設定する。具体的には、廃棄物管理施設の各建家の近接の程度に応じて、それぞれ独立した半径100mの円に入るように、北部の建家を東、西に、南部は固体廃棄物減容処理施設として、3つのエリアに分け、1つのエリア内にあるすべての施設の面積の総和として標的面積を設定し評価を行う。</p> <p>また、対象航空機の種類による係数αについては、安全側に考え、1と設定する。</p> <p>評価にあたっては、廃棄物管理施設の現在建設中である固体廃棄物減容処理施設も含めて各建家（全19建家）を評価対象とする。</p> <p>評価対象とする航空機落下事故は以下のとおり選定した。</p> <p>1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故 ①飛行場での離着陸時における落下事故 ②航空路を巡航中の落下事故</p> <p>2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故 大型／小型固定翼機、大型／小型回転翼機を対象として評価</p> <p>3) 自衛隊又は米軍機の落下事故 ①訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故 ②基地－訓練空域間を往復時の落下事故</p> <p>廃棄物管理施設の南西 15 kmに地点には、百里飛行場がある。また、廃棄物管理施設の上空には航空路があるが、航空機は、原則として原子炉のある大洗研究所上空を飛行することを制限されている。</p> <p>廃棄物管理施設の航空機落下確率を、評価した結果、廃棄物管理施設周辺飛行場での民間航空機の離着陸時及び上空の航空路を飛行中の民間航空機、自衛隊機及び米軍機が本施設に落下する確率は、基準に定められた標準的な面積 0.01km²を各建家に用いた場合は、約 8.7×10⁻⁸ 回／施設・年で、廃棄物管理施設の各建家の近接の程度に応じて、それぞれ独立した</p>	<p>ても、その荷重により、廃棄物管理施設の安全性を損なうことはない。</p> <p>解釈第3項について 廃棄物管理施設を設置する事業所又はその周辺において想定される廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもののうち、</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下等）については、施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>廃棄物管理施設は、原子炉施設のような安全上重要な構築物、系統及び機器の設置はないものの、保守的に全ての施設を対象とするとともに、施設を分散して設置している施設の特徴を踏まえ、想定する標的を3つのエリアに分けて設定し、それぞれのエリア毎に保守的に標的面積を設定する。具体的には、廃棄物管理施設の各建家の近接の程度に応じて、それぞれ独立した半径100mの円に入るように、北部の建家を東、西に、南部は固体廃棄物減容処理施設として、3つのエリアに分け、1つのエリア内にあるすべての施設の面積の総和として標的面積を設定し評価を行う。</p> <p>また、対象航空機の種類による係数αについては、安全側に考え、1と設定する。</p> <p>評価にあたっては、廃棄物管理施設の現在試運転中である固体廃棄物減容処理施設及び使用を停止する有機廃液一時格納庫も含めて各建家（全19建家）を評価対象とする。</p> <p>評価対象とする航空機落下事故は以下のとおり選定した。</p> <p>1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故 ①飛行場での離着陸時における落下事故 ②航空路を巡航中の落下事故</p> <p>2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故 大型／小型固定翼機、大型／小型回転翼機を対象として評価</p> <p>3) 自衛隊又は米軍機の落下事故 ①訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故 ②基地－訓練空域間を往復時の落下事故</p> <p>廃棄物管理施設の南西 15 kmに地点には、百里飛行場がある。また、廃棄物管理施設の上空には航空路があるが、航空機は、原則として原子炉のある大洗研究所上空を飛行することを制限されている。</p> <p>廃棄物管理施設の航空機落下確率を、評価した結果、廃棄物管理施設周辺飛行場での民間航空機の離着陸時及び上空の航空路を飛行中の民間航空機、自衛隊機及び米軍機が本施設に落下する確率は、基準に定められた標準的な面積 0.01km²を各建家に用いた場合は、約 8.7×10⁻⁸ 回／施設・年で</p>	<p>記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>(添付書類七)</p> <p>解釈第1項第1号について</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の19施設において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起因事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（α核種又はβ γ核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p> <p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における19施設を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、β・γ固体廃棄物及びα固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>解釈第1項第1号について</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の19施設 <u>（使用を停止する施設及び設備を安全側に含む。）</u>において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起因事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（α核種又はβ γ核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p> <p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における19施設 <u>（使用を停止する施設及び設備を安全側に含む。）</u>を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、β・γ固体廃棄物及びα固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」の観</p>	<p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																																																		
<p>表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入 (◎：火災、○：火災以外)</p> <p>① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 I</td> <td>β・γ 圧縮装置 I</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 II</td> <td>β・γ 圧縮装置 II</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 III</td> <td>β・γ 焼却装置</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 IV</td> <td>β・γ 封入設備</td> <td style="text-align: center;">44800</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>② β・γ 固体廃棄物の受入 (処理までの保管を含む) を行う施設及び設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 一時 格納庫 I</td> <td>β・γ 一時格納庫 I</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 II</td> <td>β・γ 一時格納庫 II</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 IV</td> <td>β・γ 貯蔵セル</td> <td style="text-align: center;">25000</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ α 固体廃棄物の処理 (焼却又は分類) を行う施設及び設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">α 固体処理棟</td> <td>α ホール設備</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>α 焼却装置</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>α 封入設備</td> <td style="text-align: center;">78200</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ α 固体廃棄物の処理 (焼却又は溶融) を行う施設及び設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">固体廃棄物減 容処理施設</td> <td>搬出入室</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前処理セル (開缶エリア)</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前処理セル (分別エリア)</td> <td style="text-align: center;">904</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼却溶融セル</td> <td style="text-align: center;">904</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>保守ホール</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂乾燥室</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	設備	インベントリ比	選定	β・γ 固体 処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		β・γ 固体 処理棟 III	β・γ 焼却装置	23	◎	β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	施設	設備	インベントリ比	選定	β・γ 一時 格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5		β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1		β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○	施設	設備	インベントリ比	選定	α 固体処理棟	α ホール設備	1		α 焼却装置	2	◎	α 封入設備	78200	○	施設	設備	インベントリ比	選定	固体廃棄物減 容処理施設	搬出入室	600		前処理セル (開缶エリア)	600		前処理セル (分別エリア)	904		焼却溶融セル	904	◎	保守ホール	1		廃樹脂乾燥室	12		<p>表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入 (◎：火災、○：火災以外)</p> <p>① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 I</td> <td>β・γ 圧縮装置 I</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 II</td> <td>β・γ 圧縮装置 II</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 III</td> <td>β・γ 焼却装置 <u>(有機溶媒貯槽を含む。)</u></td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 IV</td> <td>β・γ 封入設備</td> <td style="text-align: center;">44800</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>② β・γ 固体廃棄物の受入 (処理までの保管を含む) を行う施設及び設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β・γ 一時 格納庫 I</td> <td>β・γ 一時格納庫 I</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 II</td> <td>β・γ 一時格納庫 II</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体 処理棟 IV</td> <td>β・γ 貯蔵セル</td> <td style="text-align: center;">25000</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ α 固体廃棄物の処理 (焼却又は分類) を行う施設及び設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">α 固体処理棟</td> <td>α ホール設備</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>α 焼却装置</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>α 封入設備</td> <td style="text-align: center;">78200</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ α 固体廃棄物の処理 (焼却又は溶融) を行う施設及び設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>インベントリ比</th> <th>選定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">固体廃棄物減 容処理施設</td> <td>搬出入室</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前処理セル (開缶エリア)</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前処理セル (分別エリア)</td> <td style="text-align: center;">904</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼却溶融セル</td> <td style="text-align: center;">904</td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td>保守ホール</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂乾燥室</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	設備	インベントリ比	選定	β・γ 固体 処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		β・γ 固体 処理棟 III	β・γ 焼却装置 <u>(有機溶媒貯槽を含む。)</u>	23	◎	β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	施設	設備	インベントリ比	選定	β・γ 一時 格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5		β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1		β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○	施設	設備	インベントリ比	選定	α 固体処理棟	α ホール設備	1		α 焼却装置	2	◎	α 封入設備	78200	○	施設	設備	インベントリ比	選定	固体廃棄物減 容処理施設	搬出入室	600		前処理セル (開缶エリア)	600		前処理セル (分別エリア)	904		焼却溶融セル	904	◎	保守ホール	1		廃樹脂乾燥室	12		<p>有機溶媒貯槽の 記載の追加</p>
施設	設備	インベントリ比	選定																																																																																																																																																	
β・γ 固体 処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1																																																																																																																																																		
β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5																																																																																																																																																		
β・γ 固体 処理棟 III	β・γ 焼却装置	23	◎																																																																																																																																																	
β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○																																																																																																																																																	
施設	設備	インベントリ比	選定																																																																																																																																																	
β・γ 一時 格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5																																																																																																																																																		
β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1																																																																																																																																																		
β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○																																																																																																																																																	
施設	設備	インベントリ比	選定																																																																																																																																																	
α 固体処理棟	α ホール設備	1																																																																																																																																																		
	α 焼却装置	2	◎																																																																																																																																																	
	α 封入設備	78200	○																																																																																																																																																	
施設	設備	インベントリ比	選定																																																																																																																																																	
固体廃棄物減 容処理施設	搬出入室	600																																																																																																																																																		
	前処理セル (開缶エリア)	600																																																																																																																																																		
	前処理セル (分別エリア)	904																																																																																																																																																		
	焼却溶融セル	904	◎																																																																																																																																																	
	保守ホール	1																																																																																																																																																		
	廃樹脂乾燥室	12																																																																																																																																																		
施設	設備	インベントリ比	選定																																																																																																																																																	
β・γ 固体 処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1																																																																																																																																																		
β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5																																																																																																																																																		
β・γ 固体 処理棟 III	β・γ 焼却装置 <u>(有機溶媒貯槽を含む。)</u>	23	◎																																																																																																																																																	
β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○																																																																																																																																																	
施設	設備	インベントリ比	選定																																																																																																																																																	
β・γ 一時 格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5																																																																																																																																																		
β・γ 固体 処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1																																																																																																																																																		
β・γ 固体 処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○																																																																																																																																																	
施設	設備	インベントリ比	選定																																																																																																																																																	
α 固体処理棟	α ホール設備	1																																																																																																																																																		
	α 焼却装置	2	◎																																																																																																																																																	
	α 封入設備	78200	○																																																																																																																																																	
施設	設備	インベントリ比	選定																																																																																																																																																	
固体廃棄物減 容処理施設	搬出入室	600																																																																																																																																																		
	前処理セル (開缶エリア)	600																																																																																																																																																		
	前処理セル (分別エリア)	904																																																																																																																																																		
	焼却溶融セル	904	◎																																																																																																																																																	
	保守ホール	1																																																																																																																																																		
	廃樹脂乾燥室	12																																																																																																																																																		

変更前	変更後	備考
<p>で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I は建家本体である廃液貯留施設 I と附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。 建家本体である廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>10) 廃液貯留施設 II 廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>11) 有機廃液一時格納庫</u> <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</u></p> <p><u>12) α一時格納庫</u> α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>13) 管理機械棟</u> 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>14) 固体廃棄物減容処理施設</u> 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。 構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p>	<p>で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I は建家本体である廃液貯留施設 I と附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。 建家本体である廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>10) 廃液貯留施設 II 廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(削る)</p> <p><u>11) α一時格納庫</u> α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>12) 管理機械棟</u> 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p><u>13) 固体廃棄物減容処理施設</u> 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。 構造概要図を第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前			変更後			備考
	する。	ハンドフットクロスモニタ		する。	ハンドフットクロスモニタ	
廃液貯留施設Ⅱ	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	連絡通路により廃液処理棟にて出入り管理を行う。	廃液貯留施設Ⅱ	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	連絡通路により廃液処理棟にて出入り管理を行う。	
β・γ一時格納庫Ⅰ	封入されたβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーバイメータ	β・γ一時格納庫Ⅰ	封入されたβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーバイメータ	
別表16-1 廃棄物管理施設の出入り管理関係設備の内訳(2)			別表16-1 廃棄物管理施設の出入り管理関係設備の内訳(2)			有機廃液一時格納庫の削除
施設	汚染管理の考え方	設置設備	施設	汚染管理の考え方	設置設備	
α一時格納庫	封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーバイメータ	α一時格納庫	封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーバイメータ	
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</u>	<u>更衣設備</u> <u>手洗い設備</u> <u>サーバイメータ</u>	管理機械棟	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 ハンドフットクロスモニタ	
管理機械棟	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 ハンドフットクロスモニタ				

変更前	変更後	備考
<p>器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備</p> <p>廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備</p> <p>敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p> <p>ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成する。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びに$\beta \cdot \gamma$封入設備、$\beta \cdot \gamma$貯蔵セル、αホール設備及びα封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を第21図に示す。</p> <p>i) 気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>2) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部半地下）、建築面積約550m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第4図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>3) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地下1階）、建築面積約400m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第5図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p>	<p>器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備</p> <p>廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備</p> <p>敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p> <p>ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成する。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びに$\beta \cdot \gamma$封入設備、$\beta \cdot \gamma$貯蔵セル、αホール設備及びα封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を第20図に示す。</p> <p>i) 気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>2) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部半地下）、建築面積約550m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第4図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>3) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II</p> <p>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地下1階）、建築面積約400m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第5図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p>	<p>共用設備の見直し</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>収容する。</p> <p>7) α 固体貯蔵施設 α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>8) 廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I は建家本体である廃液貯留施設 I と附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。 建家本体である廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設 II 廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>10) 有機廃液一時格納庫</u> <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</u></p> <p><u>11) β・γ 一時格納庫 I</u> β・γ 一時格納庫 I の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>12) α 一時格納庫</u> α 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>13) 管理機械棟</u> 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p>	<p>収容する。</p> <p>7) α 固体貯蔵施設 α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>8) 廃液貯留施設 I 廃液貯留施設 I は建家本体である廃液貯留施設 I と附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。 建家本体である廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設 II 廃液貯留施設 II の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>10) β・γ 一時格納庫 I</u> β・γ 一時格納庫 I の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>11) α 一時格納庫</u> α 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第17図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>12) 管理機械棟</u> 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>4) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>5) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>6) α 固体処理棟 α 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>7) α 固体貯蔵施設 α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>8) 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。 建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅱ 廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</p> <p><u>10) 有機廃液一時格納庫</u> <u>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</u></p> <p>11) α 一時格納庫 α 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、</p>	<p>4) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>5) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳの主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>6) α 固体処理棟 α 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>7) α 固体貯蔵施設 α 固体貯蔵施設の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約700m²であり、耐震設計上の重要度をBクラス（地下階）及びCクラス（地上階）として設計する。構造概要図を第13図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>8) 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。 建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、気体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>9) 廃液貯留施設Ⅱ 廃液貯留施設Ⅱの主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約250m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第15図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</p> <p><u>10) α 一時格納庫</u> α 一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地</p>	<p>受入れ施設変更に伴う記載の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>物の処理施設で処理した後、当該処理施設の排水口から放出する。</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物は、廃棄物管理設備本体の固体廃棄物の処理施設及び管理施設で処理及び管理を行うが、本施設は、廃棄物管理設備本体で処理及び管理を行うまでの固体廃棄物を保管するもので、耐火性を有する容器等で構成する。</p> <p>i) 固体廃棄物の廃棄施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>2) β・γ 固体処理棟 I</p> <p>β・γ 固体処理棟 I の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部半地下）、建築面積約550m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第4図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>3) β・γ 固体処理棟 II</p> <p>β・γ 固体処理棟 II の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地下1階）、建築面積約400m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第5図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>4) β・γ 固体処理棟 III</p> <p>β・γ 固体処理棟 III の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>5) β・γ 固体処理棟 IV</p> <p>β・γ 固体処理棟 IV の主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>6) α 固体処理棟</p> <p>α 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を</p>	<p>物の処理施設で処理した後、当該処理施設の排水口から放出する。</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物は、廃棄物管理設備本体の固体廃棄物の処理施設及び管理施設で処理及び管理を行うが、本施設は、廃棄物管理設備本体で処理及び管理を行うまでの固体廃棄物を保管するもので、耐火性を有する容器等で構成する。</p> <p>i) 固体廃棄物の廃棄施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>2) β・γ 固体処理棟 I</p> <p>β・γ 固体処理棟 I の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部半地下）、建築面積約550m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第4図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>3) β・γ 固体処理棟 II</p> <p>β・γ 固体処理棟 II の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地下1階）、建築面積約400m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第5図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>4) β・γ 固体処理棟 III</p> <p>β・γ 固体処理棟 III の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階、地下1階、建築面積約1,000m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第6図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>5) β・γ 固体処理棟 IV</p> <p>β・γ 固体処理棟 IV の主要構造は、鉄骨造で、地上1階（一部2階）、建築面積約490m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第7図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>6) α 固体処理棟</p> <p>α 固体処理棟の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（一部地下1階）、建築面積約1,050m²であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。構造概要図を第8図に示す。建家内には、固体廃棄物の廃棄施設を</p>	